

単位繰越について

2018 年 4 月 6 日
教務委員会

名古屋大学理学部数理学科で 2017 年度春学期に開講された代数学統論，幾何学統論，解析学統論について，大学院単位への繰越を申請し，申請した科目に合格している人は，所定の手続きを行うことによって，本研究科（大学院多元数理科学研究科）の単位として認定されます。ただし，繰り越すことのできるのは，2 科目までです。

科目対応表

学部の講義科目		大学院の講義科目
代数学統論（4 単位）	→	代数学概論 I（2 単位）
幾何学統論（4 単位）	→	幾何学概論 I（2 単位）
解析学統論（4 単位）	→	解析学概論 I（2 単位）

A. 対象者

名古屋大学理学部数理学科卒業生で，次の 4 つの条件をすべて満たしている人が対象となります：

1. 2017 年度春学期の**代数学統論**，**幾何学統論**，**解析学統論**において，定められた期間に所定の用紙にて「**単位繰越**」の申請を行っていること。
2. その「**単位繰越**」の申請が**受理されていること**。（3 年生終了時まで卒業研究の単位を除いて卒業要件をみたしていなければ，申請は受理されていません。）
3. 申請した科目に**合格していること**。
4. 2018 年度に大学院多元数理科学研究科に**入学していること**。

申請した科目に合格していない人は，その科目に対する申請が無効になっています。申請した科目の成績は，教育研究支援室で確認することができます。

B. 手続き

A. に挙げた条件をすべて満たしている人は，春学期科目の履修申請期間（4 月 6 日～4 月 12 日）の間に，教育研究支援室で，申請した科目の成績を確認の上，次の手続きをしてください。

「代数学統論」で単位繰越を申請した人は「代数学概論 I」で，
「幾何学統論」の単位繰越を申請した人は「幾何学概論 I」で，
「解析学統論」の単位繰越を申請した人は「解析学概論 I」で，
所定の用紙にて「単位繰越認定希望」の申請をしてください。

C. 注意

1. **単位繰越認定希望の申請は取り下げることができません。**
2. 単位繰越によって認定される概論 I の単位は、原則として昨年度に受講した教員の名前で出されます。(担当教員が退職などにより在籍しない場合は、その限りではありません。) 2018 年度は下記の教員名となります。

代数学概論 I: 松本 耕二 教授 (行者, 2017 年度代数学統論担当),
幾何学概論 I: 川村 友美 准教授,
解析学概論 I: 山上 滋 教授.

3. 単位繰越によって認定される概論 I の成績は、次のようになります:

成績の対照表

統論の成績		概論 I の成績
統論: S	→	概論 I: A
統論: A	→	概論 I: A
統論: B	→	概論 I: B
統論: C	→	概論 I: C

なお、単位繰越を申請した統論の成績は「欠席」扱いとなっています。

4. 「単位繰越認定希望」により認定された概論 I と同名の科目を履修することはできません。
5. **本研究科に入学後、所定の期間内に「単位繰越認定希望」の申請をしなければ、単位繰越は無効になります。** この場合、概論 I をあらたに履修することができます。
6. 単位繰越認定希望の申請をしないで、通常の履修申請を行い、単位修得を目指すこともできます。